

議案第51号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年12月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提案理由

戸籍法の改正に伴い、戸籍謄本等の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等が可能となることから、これらの事務に係る手数料を定めるため。

## 松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
事務の種類	金額	事務の種類	金額
1 戸籍法(昭和22年法律 第224号)第10条第1 項、第10条の2第1項か ら第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本若しくは抄本 の交付又は同法第120 条第1項若しくは第12 6条の規定に基づく磁気 ディスクをもつて調製さ れた戸籍に記録されてい る事項の全部若しくは一 部を証明した書面の交付	(略)	1 戸籍法(昭和22年法律 第224号)第10条第1 項、第10条の2第1項か ら第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本若しくは抄本 の交付又は同法第120 条第1項、第120条の2 第1項若しくは第126 条の規定に基づく戸籍証 明書の交付	(略)
2 戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで又は第126 条の規定に基づく戸籍に 記載した事項に関する証 明書の交付	証明事項1件につき 350円	2 戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで又は第126 条の規定に基づく戸籍に 記載した事項に関する証 明書の交付	証明事項1件につき 350円
		3 戸籍法第120条の3 戸籍電子証明書提 供用識別符号1件に 付する戸籍電子証明書提供用識別 符号の発行（情報通信技術 を活用した行政の推進等）	400円

	<p>に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び6の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>
3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれ	(略)
4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	(略)

<p><u>た戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u></p>			
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>	<p>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 450円</p>
		<p>6 戸籍法第120条の3 第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>

		<u>該発行を除く。)</u>
5 戸籍法第48条第1項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	(略)	7 戸籍法第48条第1項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付
6 戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円	8 戸籍法第48条第2項 (同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを見覧に供する事務
		書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円

## 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。